

日本ボーイスカウト京都連盟事務局利用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ボーイスカウト京都連盟（以下「京都連盟」という。）の設置する、京都テルサ（住所：京都市南区東九条下殿田町70番地（新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ内））東館3階北東角の室（以下「事務局」という。）の効率的かつ円滑な利用のために必要な事項について定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 この規程にいう事務局は、次のとおりとする。

- (1) 事務局内事務室（以下「事務室」という。）（事務局北東の室）
- (2) 事務局内会議室（以下「会議室」という。）（事務室西側の室）
- (3) 事務局内スカウト用品取扱室（以下「スカウト用品室」という。）（事務室東側の室）

(事務室利用資格)

第3条 事務室の入室及び利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 京都連盟に勤務する職員
- (2) その他、京都連盟事務局長（以下「事務局長」という。）が承認した者

(会議室利用資格)

第4条 会議室を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 京都連盟に勤務する職員
- (2) 京都連盟の役員
- (3) 京都連盟に登録する会員
- (4) その他、事務局長が承認した者

(スカウト用品室利用資格)

第5条 スカウト用品室を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 京都連盟取扱のスカウト用品の購買目的の者

(事務局利用時の遵守事項)

第6条 利用者は、各室を利用する際は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟規程第1章一般原則に従い利用を心がけることを遵守しなければならない。

(事務室及びスカウト用品室の利用可能時間と告知)

第7条 事務室及びスカウト用品室を利用することのできる時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 事務室は、休日（水曜日・日曜日・祝日）を除く日の午前10時から18時迄とする。
- (2) スカウト用品室は、祝日を除く金曜日・土曜日の13時から18時迄とする。
なお、緊急な利用可能時間の変更は、掲示などで告知する。

(会議室の利用可能時間と告知)

第8条 会議室を利用することのできる時間は、次のとおりとする。

- (1) 京都テルサー斉休暇日を除く日の午前8時から22時迄とする。なお、緊急な利用可能時間の変更は、掲示などで告知する。

(会議室の利用申請手続き等)

第9条 会議室の利用申請手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 京都連盟関係者の会議の場合
 - ア 担当者が利用申請書に所定事項を記入し、事務局長に提出する。
 - イ 申請は、利用日の3日前までとする。
 - ウ 利用日が他の申請と重なった場合は、当事者間で調整する。
 - エ 申請を取り消す場合は、前日までに事務局長に申し出ることとする。
- (2) 京都連盟関係者以外の利用の場合
 - ア 利用者が利用申請書に所定事項を記入し、事務局長に提出する。
 - イ 申請は、利用日の7日前までとする。
 - ウ 申請を取り消す場合は、前日までに事務局長に申し出ることとする。
- (3) 京都連盟関係者個人での会議室の利用は、前2号までで使われていない時間帯であり、前条の利用できる時間とする。この場合、利用申請を提出する必要はないが、事務局長に報告するものとする。

(事務局内での禁止事項)

第10条 事務局内では、次の行為を禁止する。

- (1) 飲食・喫煙（職員の昼食等の飲食及び会議室での会議中等の飲食を除く）
- (2) 濡れた雨具などの持ち込み
- (3) 設置されている京都連盟所有情報機器（コピー機及びコンピュータ機器及び印刷機等の事務局長が定める機器類）などのシステムに対する改変や破壊行為
- (5) 設置されている機器の会議室外への無断持ち出し
- (6) 機器を利用しないまま占有する行為
- (7) 過度の私語など他のユーザの利用を妨げる行為
- (8) 営利を目的とした行為
- (10) その他、京都連盟所有情報機器の維持や京都連盟スカウト活動などに支障を与える一切の行為

(担当責任者)

第11条 事務局の運営管理は、事務局長が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年1月9日から施行する。

平成28年10月2日 一部改正、平成28年11月1日 施行